

「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取り組み方針」

(令和2年2月26日時点) (抜粋)

1 県教育委員会としての基本的な考え方

(1) 学校が行う児童・生徒等が参加する行事等

- ア 不要不急の行事等については原則、延期する。
- イ 延期が不可能な場合は中止または代替手段に切り替える。
- ウ 不要不急の行事ではなく、指導上の観点から延期や中止、代替手段への切り替えが不可能な場合については、規模の縮小等を検討する。

【教育委員会・学校主催の行事等の実施に当たっての考え方】

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての考え方
自校の児童・生徒等、入学予定者、保護者を対象として校内外で開催	・卒業式	現時点では規模を縮小しての実施とする。 出席者は児童・生徒というに限ることとするほか、時間短縮、在校生の参加人数の制限などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じる。
	・合格発表	時間短縮しての「実施」とする 全日制においては、合否結果通知書等の交付窓口の数を増やし時間短縮を図るため全職員体制で対応することとした上で、感染防止を措置と講じる。 在校生の授業は午後実施とする。